

福山市教育委員会会議（第8回）議事日程

2022年（令和4年）10月24日

午前10時00分 於：大会議室

日程第1 教育委員会会議録の承認について

日程第2 教育長報告 1

事務局報告

1 図書館の特別整理期間の実施について 2

2 福山市立学校教職員の不適切な指導について 3

* 日程第3 議第44号 臨時代理の承認を求めることについて（教職員の人事）

*は非公開予定

教育長報告

10月	1日	土	
	2日	日	
	3日	月	
	4日	火	一般・特別会計決算特別委員会
	5日	水	一般・特別会計決算特別委員会
	6日	木	一般・特別会計決算特別委員会
	7日	金	一般・特別会計決算特別委員会 学校訪問（野々浜小，誠之中）
	8日	土	
	9日	日	
	10日	月	
	11日	火	ベトナムフエ市表敬訪問
	12日	水	
	13日	木	寄附受納式（株式会社ヨシテック） 第8回中央教育審議会教育振興基本計画部会（リモート）
	14日	金	
	15日	土	
	16日	日	
	17日	月	
	18日	火	
	19日	水	
	20日	木	
	21日	金	本会議 予算特別委員会
	22日	土	
	23日	日	子ども議会
	24日	月	第8回教育委員会会議

1 図書館の特別整理期間の実施について

福山市図書館条例第3条の2別表第2に規定する特別整理期間による休館日を次のとおり実施する。

(1) 日程

ア 中央図書館

2023年（令和5年）1月25日（水）～1月30日（月）（6日間）

イ 北部図書館，沼隈図書館

2023年（令和5年）2月2日（木）～2月6日（月）（5日間）

ウ 松永図書館，神辺図書館

2023年（令和5年）2月12日（日）～2月16日（木）（5日間）

エ 東部図書館，新市図書館

2023年（令和5年）3月2日（木）～3月6日（月）（5日間）

(2) 周知

広報「ふくやま」1・2・3月号，市・図書館ホームページへの掲載及び館内掲示等

(参考)

○福山市図書館条例

(開館時間及び休館日)

第3条の2 図書館の開館時間及び休館日は、別表第2のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

別表第2

名称	開館時間	休館日
福山市中央図書館	午前10時から午後7時まで。 ただし、集会室の開室時間は、午前9時から午後10時まで	(1) 12月29日から翌年の1月3日までの日
福山市松永図書館	午前10時から午後7時まで。 ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)は、午前10時から午後6時まで	(2) 館内整理日(1年につき12日を超えない範囲において教育委員会が定める日)
福山市北部図書館		
福山市東部図書館	午前10時から午後7時まで。 ただし、土曜日及び日曜日並びに休日は午前10時から午後6時までとし、集会室の開室時間は午前9時から午後10時まで	(3) 特別整理期間(1年につき10日を超えない範囲において教育委員会が定める期間)
福山市沼隈図書館	午前10時から午後7時まで。	
福山市新市図書館 福山市神辺図書館	ただし、土曜日及び日曜日並びに休日は、午前10時から午後6時まで	

2 福山市立学校教職員の不適切な指導について

(1) 概要

福山市立小学校教諭が、担任している学級の特定の児童に対して「顔も見たくない」「地球から存在が消えてほしい」「嫌味を言うのがストレス発散」などの暴言や、宿題をしていなかった際に、服を引っ張り、廊下に連れ出そうとするなどの行為を行った。

当該児童は、2022年（令和4年）9月1日から教室で学習することができず、別室で教育委員会の職員と一緒に学習するなど、取組を継続している。

(2) 経緯

4月～ 当該教諭は、当該児童が宿題をしていなかったことなどに対し、暴言や廊下に連れ出すなどの不適切な行為を行っていた。

8月 当該児童と保護者は、教育委員会に相談した。教育委員会は、校長と当該教諭から状況を聴取したが、児童の訴えと一致しない部分があった。

9月・ 学校は、全校児童へのアンケート及び6年児童への聞き取りを実施した。6年児童の約半数が、当該教諭の指導でいやな思いをしたり、当該児童に対する不適切な言動を見たり聞いたりしたことがあると回答した。

- ・ 学校は、当該保護者への説明の場（出席者：校長・教頭・当該教諭、教育委員会）を持ったが、当該教諭の説明及び謝罪の内容に当該児童の訴え等と一致しない部分があり、保護者の納得を得られなかった。

- ・ 本事案について、新聞などにより報道された。

- ・ 教育委員会及び学校は、当該教諭への聴取及び指導を継続して行い、当該教諭は、自らの言動を振り返り、暴言や不適切な指導を認め始めた。

- ・ 16日、学校は、全校保護者説明会（出席者：校長・教頭、教育委員会）を実施した。

- ・ 学校は、説明会での意見等を踏まえ、教育委員会の指導のもと、再発防止に向けた取組を文書で保護者に配付した。（(4)ア（イ）再発防止の取組）

- ・ 当該児童は、病院を受診し、医師から、現段階で、当該校教職員と会わない方がよいと言われた。

- ・ 当該教諭は、病院を受診した。医師の判断で、現在、聴取及び指導が難しい状況である。

10月・ 学校は、当該学級担任を、これまで専科を担当していた教諭に変更した。

- ・ 現在、教育委員会が定期的に当該保護者へ連絡し、当該児童と話をしている。当該児童は、福山市フリースクールに通ったり学校の別室に登校したりして、教育委員会の職員と一緒に学習したり友達と遊んだりしている。

(3) 課題

ア 当該校

(ア) 当該教諭への指導

昨年度、当該教諭の指導が厳し過ぎるという保護者の相談を2件受けていた。

校長は、厳しさの根底にある当該教諭の意識や考え方について指導したが、根本的な改善ができていなかった。

(イ) 本事案の把握

- ・ 昨年度の相談がありながら、校長は、日々の授業観察等で、当該教諭の不適切な言動や当該児童の状況に気付くことができなかった。
- ・ 当該学級・学年の児童は、当該教諭の指導に疑問を持っていたが、教職員に相談できる体制・状況になっていなかった。いじめ等アンケートや学校相談窓口においても、児童の思いや声を把握できなかった。

(ウ) 不祥事等への組織的対応

児童や保護者の相談に対し、丁寧な事実確認、情報の共有、取組の進捗確認など、校長を中心に組織的に対応する体制ができていなかった。

イ 教育委員会

(ア) 詳細な事実確認に基づく取組への指導

当該教諭の認識が、児童の訴え等と整合しない部分がある点について、校長及び当該教諭への指導が不十分であった。

(イ) 不祥事の未然防止の取組

校長研修等において、計画的な服務研修の実施や相談窓口の周知等を指示・確認してきたが、不祥事の未然防止につながっていなかった。

(4) 今後の取組

ア 当該校

(ア) 当該児童への取組

教育委員会や福山市フリースクールと連携しながら当該児童の様子を把握し、登校に向けた環境整備を行う。

(イ) 再発防止の取組

- ・ 管理職をはじめ全教職員の子どもに対する教育的愛情と教育に対する使命感の醸成に向け、教育委員会指導のもと、個に応じた指導や支援の在り方、服務に係る研修を隔週で実施（10/7 から実施）。
- ・ 管理職が授業観察等で記録した児童への声掛け等を全教職員で共有し、児童の立場に立っているか協議する研修を毎週実施（10/4 から実施）。
- ・ 保護者からの相談を受けた教職員は、記録票に記入及びファイリングし、毎週、情報共有と進捗確認。緊急の場合、判断が難しい場合は、速やかに生徒指導主事、教頭、校長に報告（9/22 から実施）。
- ・ 校長室前に相談箱を設置し、困っていること等を把握（9/27 から実施）。
- ・ 新たな教育相談窓口を設置し、児童・保護者へ周知（9/28 に実施）。
- ・ 同学年で担任を交代して授業を行い、児童の状況や担任との人間関係などを把握。
- ・ 学期に1回、教職員の指導について、無記名によるアンケートを実施。

イ 教育委員会

(ア) 当該児童への取組

医師や福山市フリースクール等と連携を図りながら、当該児童及び保護者の立場に立った取組を丁寧に進め、状況を見ながら学校とつないでいく。

(イ) 再発防止の取組

- ・ 当該校の再発防止の取組に対する指導・支援，進捗管理を行う。
- ・ 当該校の校長及び教頭に対し，引き続き，教職員の不適切な言動への認識や，事実確認，情報共有など，組織的な取組，体制について指導・支援する。
- ・ 当該校の校内研修に入り，児童への声掛けや個に応じた指導について指導する。
- ・ 不祥事の未然防止に向けた校長研修等を実施する。

(ウ) 当該教諭への指導

医師の診断を踏まえ，体調に配慮して聴取を行い，課題を明らかにしながら指導する。